

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

産業振興部 農業振興課

許認可等の内容		農村振興総合センター利用の承認
根拠法令等及び条項		栃木市農村振興総合センター条例第6条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市農村振興総合センター条例第6条、第7条
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 農村振興総合センターの利用承認申請に対する承認（条例第6条） センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 農村振興総合センター利用承認基準（条例第7条） 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その利用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備を破損するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認められるとき。</p>	